

発議第15号

「議会広報広聴特別委員会」の設置について

このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年6月22日提出

提出者

議会運営委員長 石原 修治

提案理由 流山市議会だよりの編集及び調査、議会報告会の実施、議会ホームページの充実、議会アンケートの実施のため議会広報広聴特別委員会を設置する。

## 「議会広報広聴特別委員会」の設置について

- 1 本市議会は、地方自治法第109条及び流山市議会委員会条例第6条の規定により委員7人からなる「議会広報広聴特別委員会」を設置する。
- 2 本市議会は、「議会広報広聴特別委員会」に対し、次の事項を付託する。
  - (1) 流山市議会だよりの編集及び調査に関する事項
  - (2) 議会報告会の実施に関する事項
  - (3) 議会ホームページの充実に関する事項
  - (4) 議会アンケートの実施に関する事項
- 3 調査期間

上記特別委員会は、2に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。